

この頁より合計3ページにご回答の上、2頁で解説のウェブ回答、FAX等にてご返送下さい。

平成29年衆議院議員選挙に際して  
LGBT（性的指向・性自認）をめぐる課題に関する  
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

平成29年10月

LGBT法連合会

立候補（予定）者のお名前（ 横田 有史 ） 所属政党（ 日本共産党 ）

（ 宮城6区 ） 選挙区 ・ 比例区

連絡用お電話番号：

0229-22-1252

問1 貴殿が今回の衆議院議員選挙に立候補される際の「個人の選挙公約」に、何らかのLGBT支援・権利確保政策は既に含まれていますか？将来はいかがでしょうか？（単独回答）

- ① LGBTの課題として、既に含まれている  
2. 様々な少数者の支援・権利確保を謳う中に含まれている  
3. 将来入る可能性はある  
4. 将来入る可能性はない  
5. その他（具体的に： )

問2 個人としての、LGBT当事者への接し方について、お伺いします。ご家族や友人からLGBTであることを、もし告白（カミングアウト）されたら、あなたはどうなさいますか？（複数回答可）

- ① その人を尊重し応援したいと思う  
2. 距離をおきたいと思う  
3. 差別や偏見で苦勞するだろうから、異性愛者としてや、戸籍上の性別のままに生きるように諭す  
4. 答えられない／分からない  
5. その他（具体的に： )

問3 LGBT支援政策の下記の①～⑦の課題等々に関して、法制度や行政がどのような対応をするのか、自身のお考えを選択肢1～5から選び、下記入下さい。

<p>わかからない</p> <p>現用の裁量にゆだねるべきである</p> <p>法律にて具体策は規定せず、行政(省庁・自治体)の裁量に委ねるべきである</p> <p>法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とするべきである</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>その他/ 1～4から選択肢を選んだうえでの補足、等(自由回答)</p>
<p>① 性的指向・性自認と、LGBT 当事者の直面する困難について、広く社会に教育・啓発を行う</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 性的マイノリティについて関心や知識がないことから差別の偏見の解消は人権擁護の課題として法制化が当然である。同性婚をとり組むことも重要。</p>
<p>② 学校教育において、多様な性を学習する事を通じて、LGBTへのいじめ・差別を防止する</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 小生は多様です。そのことに対する理解を育む上で、義務教育課程における取り組みは決定的に重要です。</p>
<p>③ 国・自治体の各レベルで、LGBT(性的指向・性自認に係る)の困難解消に向けた、基本計画を策定し実施する</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 日本共産党が当時の野党時代と同様に2016年5月27日衆議院に提出した「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律(案)」に国・自治体、各都道府県が策定が規定されています。</p>
<p>④ 学校・職場における、LGBTへのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立する</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律(案)に行政機関や事業者における差別の取扱いの禁止を定め、実効性確保のため主務大臣が指導や助言を行うことを行っています。</p>
<p>⑤ 困難を抱くLGBTに対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場等に整備する</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律(案)に関係機関による性的指向・性自認差別解消等支援地域協議会を組織し、相談・支援の実地化を提案しています。</p>
<p>⑥ LGBTに対する(性的指向・性自認に係る)、差別や不利益取扱いを防止・禁止する法律やルールを制定する</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 衆議院に提出していた「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律(案)」が解散により廃案になったので、再提案し切。</p>
<p>⑦ 施設・職場・学校等にて、LGBTに配慮した、サービスや施設面の対応を推進する</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>5 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律(案)は事業者に対し指針、使用者指針、学校長等実地指針を定めること、法</p>

盛り込まれる事項について、当該事業者、使館又は学校長等に対し報告を求め、又は助言、指導若しくは警告をすることができるといふ仕組みを設けています。行政の責任で対応を進めます。

問4 世界では、現在41の国と地域で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域では同性間に適用できるパートナーシップ制度が広がっています。同性どうしの二人の場合、現行の日本の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性間と同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（複数回答可）

1. 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ
2. 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ
3. 現在の婚姻に加えて、（事実婚など異性間でも、）同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ
- ④ 各自治体が、条例や首長のリーダーシップにて、同性間の関係を認知する宣誓・証明等を行う仕組みを広げていくべきだ（渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市等の例にならぬ）
5. こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない
6. 答えられない／分からない
7. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

問5 貴殿が当選した晩には、様々な困難に直面するLGBT当事者を支援する為、ひとりの国会議員としてどのような事が出来るとお考えでしょうか？ ご自由にお書き下さい。これまでのご経験や実績を踏まえてお書きいただいても結構です。

（自由記述）

当事者団体や支援者組織との協力・共同を進めます。  
「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」(案)が解散により廃案になったので  
たくさん議員に呼びかけて再提案します。

\* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認の上、ご返送下さい。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。